

# 岐阜県公報

号外 (九) 平成二十七年四月一日

目 次  
告 示

指定代理納付者の指定

(清流の国づくり政策課)

ページ

岐阜県告示第二百三十六号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百三十二条の二第六項の規定により  
指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）  
第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

告 示

岐阜県知事 古 田 筆

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一 号	ふるさとしづく振興寄入 付金に係る寄附金歳入	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日 まで

平成二十七年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三  
一 岐阜文芸社